

流域市町村からのご意見概要

(平成26年10月実施 課題調査より)

I. 治水・防災に関するご意見

(1) 氾濫防止「流す・止める」

(財政制約などによる治水施設の整備の遅れ)

- ・ 財政制約や土地利用の高度化などにより、治水施設（中小河川、下水道(雨水)、内水排除施設など）の整備が遅れている。特に、鉄道橋や堰の改築を伴う場合には費用が嵩み進捗が鈍化する。

(ダム計画の見直しによる河川整備の遅れ)

- ・ ダム計画の見直しに時間がかかり、河川整備計画の策定が遅れている。検証の結果、ダム計画がコスト評価によって中止になることは、生命・財産を守る視点から受け入れられず、また事業に協力してきた地域住民も納得できない。

(下流先行の原則による中上流部・支川等の整備の遅れ、整備目標の差)

- ・ 河川整備は原則として本川下流部から進められることから、特に中上流部や支川では、整備が遅れているとともに、本川下流部に比べ整備目標も低く設定されていることから、氾濫が生じやすい状況になっている。

(内水排除施設の放流制限による浸水の助長)

- ・ 沿川の低平地での内水排除施設の整備が遅れている。特に大きな洪水時には、本川からの逆水や樋門閉鎖後の内水排除施設の放流制限などによって内水氾濫が助長されてしまう。

(超過洪水時の洪水調整施設の運用)

- ・ 超過洪水が発生した場合などに、洪水調整施設（ダムや堰など）が現行の運用で対応できなくなったときに、運用変更の判断が難しい。例えば、下流の氾濫の恐れがある場合には、瀬田川洗堰の放流制限を行うことで琵琶湖沿岸部の浸水が助長されてしまう。

(局所的集中豪雨による浸水の頻発化、下水道(雨水)計画の見直し)

- ・ 近年、局所的集中豪雨が頻発化しており、下水道(雨水)整備の進捗の遅れもより顕在化してきているとともに、計画の見直しなども求められている。

(流木等による被害拡大)

- ・ 放置された間伐材が河道に流され、洪水の流下を阻害することなどによって、被害を拡大する恐れがある。

(利水施設などが要因となる被害、または被害の拡大)

- ・ ため池の決壊や利水ダムからの放流等による河川水位の上昇など、利水施設が要因となり被害が生じたり、被害が助長される場合がある。

(堤外民地の影響による整備の遅れ)

- ・ 堤外民地があるため、所有者の特定や調整等に時間を要し、整備が遅れたり、樹木伐採や堤防管理に支障が生じたりする場合がある。

(中小河川・水路等の維持管理)

- ・ 財政制約などにより、堤防管理、護岸修繕、樹木伐採・浚渫など、中小河川や水路の維持管理が追いついていない。

(河川愛護活動など地域による水防活動、維持管理)

- ・ 水防団や河川愛護団体、水利組合等の高齢化が進み、地域での水防活動や維持管理活動が困難になってきている。

(2) 保水・遊水「貯める」

(都市化などによる流量増、森林や水田の保水力の低下)

- ・ 都市化の進展による流量増が見られるとともに、高齢化等に担い手が減少し、森林の管理が行き届かなくなったり、水田が耕作放棄されたりすることなどによって、流域の保水力が低下してきている。

(3) 減災「備える」

(水害リスクの高い箇所での開発、既存市街地での土地利用・建築規制)

- ・ 水害リスクの高い箇所での開発については、土地利用・住まい方の工夫、避難体制などの検討が事前に行われなければ、大きな人的被害・経済的被害が起こる可能性がある。
- ・ 水害リスクに基づく既存市街地での土地利用・建築規制については、河川管理者の責任を住民に転嫁するもので、抜本的な河川整備で対応しなければ、住民の理解を得られない。

(避難勧告・避難指示の判断)

- ・ 河川水位の予測情報の不足、内水氾濫時の判断基準の未整備、流域自治体間の整合性の問題などから、避難勧告・避難指示を出すタイミングを判断するのが難し

い。また、水平避難・垂直避難（2階避難）について、行政からの的確な指示が求められるが判断が難しい。想定される浸水深によっては二階避難では対応できない場合がある。さらに、避難所自体の被災や、避難人口に比べて収容可能人数が小さいことなどにより、避難所が機能しなくなる場合もある。

- ・ 中小河川や内水氾濫の浸水想定がない中で、独自の判断で避難勧告を出さざるを得ない状況もある。

（緊急時の対応）

- ・ 休日・夜間の突発的な降雨が増えており、樋門などの施設の迅速な操作が難しくなっている。浸水時に幹線道路が浸水し、緊急車両や活動車両の移動経路を確保できない場合がある。

（防災意識の低下、コミュニティの繋がりの希薄化）

- ・ 防災意識が低下してきているとともに、コミュニティの高齢化や繋がりの希薄化などにより、水害発生時の対応能力が低下している。

（災害弱者への対応の遅れ）

- ・ 高齢者をはじめとする避難行動要支援者の安全な避難体制の整備がなかなか進まない。

（災害時の緊急輸送路としての河川の活用、防災拠点の整備）

- ・ 災害時において淀川本川は、帰宅困難者や緊急物資等の輸送路としての機能が求められており、船着場設置等の整備が新たに必要となっている。

（4）その他

（流域対策の位置づけ）

- ・ 河川整備を根本的な対策と位置づけて、「住まい方」「避難場所」などの議論は補助的・緊急避難的役割として、流域治水の検討・研究がなされるべき。

II. 水利用に関するご意見

（1）利水施設の維持管理、防災対策

（出水による取水施設への影響）

- ・ 出水時に発生する流木や土砂流出により、取水施設の損傷や土砂堆積が発生し、取水に支障をきたす状態が生じている。

(施設の老朽化・担い手の不足)

- ・ 老朽化した利水施設の適切な維持管理が必要となっているが、高齢化や担い手の不足により、適切な維持管理が困難となっている。

(2) 新たな水利用

(地域用水の確保)

- ・ これまでは水害を防ぐ治水対策が重点的に進められてきたが、近年では、河川水を利用して生活の営みを行うことは殆どないこともあり、水に親しむ施設や地域用水の確保などを望む声が上がっている。

(小水力発電の普及)

- ・ 再生可能エネルギーとして小水力発電施設の設置を検討したが、エネルギー源としての利用が困難である。

(3) 水質・水環境

(出水等による濁水)

- ・ 台風や豪雨などの出水時に発生する濁水が問題となっている。

(営農等に伴う水質悪化)

- ・ 水田の代掻き時期に濁水が発生することによる水質悪化が懸念される。排水管理の徹底が行われていない地区もあり、農業濁水対策を実施しても目に見えた効果が得られていない。

(都市化等に伴う水質悪化、下水道整備の遅れ)

- ・ 都市化に伴う生活排水の増加や下水道整備の遅れが水質悪化の一因となっている。しかしながら、下水道施設の高度処理化には多くの事業費と長期にわたる事業期間を要する。

(水辺の利用に伴う水質悪化)

- ・ 公有水面でのプレジャーボートなどの利用による騒音や水質汚濁が懸念されるため、規制強化が必要である。

(閉鎖水域における水質悪化の顕在化)

- ・ 湖沼等の閉鎖性水域では、水質悪化が顕在化し、アオコの発生も確認されている。

(ヘドロ、藻類などによる悪臭)

- ・ 琵琶湖や河川、ため池などに土砂やヘドロが堆積し、異臭が発生するとともに景観面からも支障が生じる。

(藻類の異常繁茂)

- ・ 台風などの増水後や渇水後に藻類が大量に繁茂し、異臭が生じるなど周辺住民や漁業関係者に大きな影響を与えている。

(4) 水源地・上流部での水質汚染リスク

(水源地・上流部での水質汚染リスク)

- ・ 淀川下流部では、上流部で繰り返し利用された河川水を利用しており、淀川以外に代替となる水源がない場合では、上流域で水質汚染が発生すると水道の給水を停止しなければならない。

III. 環境（自然環境・都市環境・河川利用）に関するご意見

(1) 河川生態系の劣化

(外来種の侵入)

- ・ 特定外来生物を含む外来生物の繁殖により、在来生物の減少や交雑による固有種の減少など生態系への影響が懸念される。また、外来生物による農業被害、生活被害が増加し、洪水や氾濫による生息範囲の拡散が危惧されることから、根絶に向けた対応が必要である。

(生物の生息・生育環境の劣化・減少)

- ・ 道路建設や都市開発、生活環境の変化などに伴う、生物の生息・生育環境への影響が懸念される。河川の維持管理を行う際には、生物多様性の視点からの対応が必要であり、利水と河川環境についてのルールづくりが求められている。

(2) 河川環境の悪化に伴う被害

(河道内樹木・流木による被害)

- ・ 河道内に樹木が繁茂し、環境に影響を与えているとともに、洪水時は流木となり下流へ影響を及ぼし、河口部に漂着することで美観が損なわれている。また、河道内樹木を住处とする野生鳥獣による農業被害、生活被害が問題となっている。

(不法投棄、ごみ漂着)

- ・ 不法投棄やごみの漂着などが散見され、その対応に苦慮している。住民と川との距離が遠くなったため、不法投棄など川の中で起こっている問題意識を共有することが困難となっている。

(維持管理、環境保全活動)

- ・ 河川、水路、ため池それぞれの管理者による適切な維持管理が必要であるが、財政上の理由などから対応が不十分である。地域による清掃活動は、定住人口の減少や高齢化に伴い、担い手が不足しており限界である。

(3) 人と川とのかかわり

(親水空間の利用と安全)

- ・ 親水空間施設の整備、維持管理、老朽化に伴う補修などの対応が不十分である。堤防から河道へのアクセス、駐車場や遊歩道、ベンチなどの休憩スペースを確保し、市民が親しむことができる空間づくりが望まれている。

(水辺とまちとの共存)

- ・ 親水空間の確保が望まれているが、治水対策が優先されている。また、市民が川やため池などの水辺に接する機会が減少していることもあり、危機管理への認識が薄れているため、水に親しみながら安全について学ぶ取り組みが必要である。

(利用者のマナー)

- ・ ごみの不法投棄、水上バイクやボートによる騒音、迷惑駐車など、利用者のマナーが問題となっている。ため池などでは、管理者が安全のため立ち入り禁止にしているが、不法侵入も見受けられ、対応に苦慮している。

(不法占用)

- ・ 琵琶湖、河川敷において不法占用が見受けられるため、不法占用対策を強化する必要がある。

(水上交通の安全)

- ・ 航行ルールは定められているが、航行上の安全性が確保されているとは言い難い。

IV. その他（流域のガバナンスなど）に関するご意見

(国と地方の役割、府県市町村の関係)

- ・ 国、府県、市町村の関係、連携が不十分である。占用物件と扱われている施設は、河川管理者が一体的に管理すべきであり、複数の府県に影響が生じる施設の管理については国が行うべき。

I. 治水・防災に関連するご意見

(1) 氾濫防止「流す・止める」

(財政制約などによる治水施設の整備の遅れ)

財政制約や土地利用の高度化などにより、治水施設（中小河川、下水道（雨水）、内水排除施設など）の整備が遅れている。特に、鉄道橋や堰の改築を伴う場合には費用が嵩み進捗が鈍化する。

(河川関係)

- ・ 一級河川木津川三重県管理区間 5.4km においては、農業用の取水堰や橋梁が多く架けられており、河川改修の費用が嵩み整備スピードが上がらない。(三)
- ・ 河川整備が遅れているため、出水時の河川氾濫が心配されている。(三)
- ・ 中小河川が近年の集中豪雨で氾濫しており、大津放水路をはじめ、ハード面での河川整備で対応すべき箇所が多く存在している。(滋)
- ・ 整備計画に基づく一級河川改修の着実な実施と天井川の解消等、局部改良や機能を復元するための浚渫等での維持修繕の実施。(滋)
- ・ 河川改修が出来ていなかったり、維持管理が行き届かないことが原因となり、豪雨時に水位が上昇し、地域住民の生活圏内の雨水が吐けず、田畑の浸水や床下・床上浸水の被害が起きている。(滋)
- ・ ダム建設中止決定の中、天井川、市街地貫流河川、低い治水安全度等々の問題を抱えたまま、計画の治水安全度を満たす具提的な案が示されない。平成 25 年の台風 18 号や頻発する局地的大雨などもあり市民、我々も大きな不安を抱えている。(滋)
- ・ 市街地内の浸水被害が多発する河川についても、住宅密集地であり改修が困難であるとの理由から、河川改修に未着手な状況であり、近年の短時間集中豪雨に対し不十分な河川水準である。(滋)
- ・ 一級河川野洲川について、国の直轄区間は、野洲川改修事業の概成により、洪水に対する安全度は大幅に増大しており、現在においても堆積土砂の浚渫や河川内樹木の撤去、堤防の強化工事など、治水対策にご尽力いただいている。一方で県の管理区間（石部頭首工より上流部）においては、通水断面の不足や護岸の崩壊等の危険性が多く、昨年（平成 25 年度）の台風 18 号の豪雨によっては、大きな被害を受けている。県による一級河川の整備が遅れていることから、柚川との合流地点までを国の直轄区間として延伸いただき、一刻も早い治水対策を実施いただきたい。(滋)
- ・ 治水安全度を満足する河川整備が進んでいない。(滋)
- ・ 近年多発する短時間の大雨により河川に流れ込む雨量が急激に上昇するため、河川の決壊の恐れ非常に高い区間もあることから、河川断面を広げる改修工事や河川に堆積した土砂等の撤去が急がれる。(滋)
- ・ 財政が逼迫し、河川事業に十分な予算が投じられない。(京)
- ・ 沿川に家屋が連たんしているため、河道拡幅による整備が困難である。(京)

- ・ 木津川の堤防補強は河川管理者に順次施工していただいているが、一部に未整備の箇所がある。(京)
- ・ 南海トラフ地震・津波に係る河川堤防の整備に必要となる莫大な予算の確保が困難であり、対象範囲の整備に時間が掛かる。(大)
- ・ 鉄道橋梁部分が未改修であることが課題となっている。(大)
- ・ 南海トラフ巨大地震に備えた淀川堤防の耐震・津波対策。(大)
- ・ 財政が逼迫し河川整備に十分な予算を投じられない。(奈)
- ・ 厳しい財政事情等により、治水事業に十分な予算を投じられない。(奈)
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区に指定されている松山地区等、家屋が連担する地域においては、河道面積が小さく、水位が上昇しやすいため、景観や環境の保全に配慮した河道改修が必要である。(奈)

(内水排除施設関係)

- ・ 一級河川木津川、服部川、柘植川の本川の増水が顕著になり、本川から逆流を防ぐ為樋門を閉めるが、これに伴い内水が貯留し浸水被害が発生し出している。市としても、排水機場を設置し、排水ポンプ車を購入し対策を講じているが、十分な対策には到っていない。(三)
- ・ 干拓地など低水位地区において近年の異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風により排水能力が追いつかず冠水の恐れがあり大変危惧している。(滋)
- ・ 琵琶湖を干拓された農地(干拓地)は琵琶湖水面より2~3m低く、常時排水ポンプにより干拓地内の水を強制的に排除し、干拓地内の農地や人命・財産などを守っている。しかし、近年、多発化・激甚化している豪雨等の異常気象に、現行の排水ポンプ能力では対応しきれないことがあり、昨年の台風18号においては、農地が湛水し作物被害が生じたが、結果的に、干拓地が貯留したことにより近隣の冠水が回避された一面もあると考える。このように、干拓地が洪水防止の役割を担っていることに対して流域自治体に認識されていないと思われる。(滋)
- ・ 平成24年、25年と床上浸水被害に遭い、内水排除対策を市でも10年確率降雨に耐えられるよう、地下貯留施設の設置を進めているが、十分な改善が見込めない。内水氾濫による浸水被害を軽減するため、防賀川の上津屋樋門に強制排水施設の設置を要望している。(京)
- ・ 木津川本川については、上流の高山ダム等の放流操作により水位調整をいただいているが、近年の異常気象では降雨強度やパターンも想定外のものとなってきており、木津川本川と支川の水位上昇が重なり、樋門閉鎖後に市内が内水により水没する事例も増えてきている。ポンプ設置や能力増強などの内水排除対策が急務である。(京)
- ・ 平成25年度の台風18号の豪雨で、木津川へ流入する各河川の樋門が閉門し、木津川市域に広範囲にわたって内水による浸水被害が出た。昨今の記録的豪雨等を考えると、今後、低地に位置する本市中心市街地への多大な被害が懸念されるが、支川管理者による内水強制排除設備等の内水対策が進んでいない。(京)
- ・ 本町のような小規模な地方公共団体からすれば比較的大規模な排水機場を有しているが、町財政がひっ迫しているため、必要な機能増強や整備に十分な予算を投じられない。(京)

(下水道(雨水)・普通河川関係)

- ・ 市の財政的な問題もあり下水道(雨水)整備に十分な予算を投じられない。(滋)

- ・ 当町の河川の特徴として、天井川の区間が殆ど存在しないために直ちに家屋に大きな被害が出る危険性は低いと考える。しかしながら短時間の大雨により市街地の家屋で床下浸水が発生していることから、雨水排水事業を進める必要があるが、財政的に厳しい状況である。(滋)
- ・ 雨水幹線の整備など、下水道事業における浸水対策には多くの事業費と長期にわたる事業期間を要する。また、放流先河川に十分な能力が無い場合、抜本的な対策が困難である。(京)
- ・ 集中豪雨では市内の排水路改修や調整池の設置が必要となり治水対策への財政支援が不可欠である。(京)
- ・ 近年の局地的集中豪雨に対応する排水能力を確保する必要があるが、市街地では埋設物および家屋が密集しており、下水道(雨水)整備が困難となっている。(京)
- ・ 放流先に当たる河川が他市町や府管轄である場合、一体的に整備することが効果的であるが、実質的には費用負担の問題を中心に協議が整いつらい。(京)
- ・ 下水道(雨水)整備において、鉄道横断箇所等に多大な事業費を必要とするため、財政的に十分な予算を投じられない。(京)
- ・ 大雨による住宅の床上、床下浸水がたびたび発生しているが、解決することが困難である。(大)
- ・ 下水道(雨水)整備が人・時間・予算の不足で整備が追いつかない。財政が逼迫し下水道(雨水)整備に十分な予算を投じられない。(大)
- ・ 平成24年8月に発生した大雨により、水路から雨水が氾濫し、道路冠水や家屋浸水など大きな被害を受けた。限られた財源の中で、防災対策に係る水路整備費など多額の財源が必要となっている。(大)
- ・ 厳しい財政事情等により、治水事業に十分な予算を投じられない。(奈：再掲)
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区に指定されている松山地区等、家屋が連担する地域においては、河道面積が小さく、水位が上昇しやすいため、景観や環境の保全に配慮した河道改修が必要である。(奈：再掲)

(ダム計画の見直しによる河川整備の遅れ)

ダム計画の見直しに時間がかかり、河川整備計画の策定が遅れている。検証の結果、ダム計画がコスト評価によって中止になることは、生命・財産を守る視点から受け入れられず、また事業に協力してきた地域住民も納得できない。

- ・ ダム建設中止決定の中、天井川、市街地貫流河川、低い治水安全度等々の問題を抱えたまま、計画の治水安全度を満たす具提的な案が示されない。平成25年の台風18号や頻発する局地的大雨などもあり市民、我々も大きな不安を抱えている。(滋：再掲)
- ・ 河川管理者には、浸水被害を回避し、軽減するための河川整備の責務があるものの、湖北圏域の一級河川については、丹生ダム事業を理由に県は河川整備計画の策定を引き延ばされてきた状況であり、当然、治水の基幹的な対策である河川整備も実施されていない。(滋)
- ・ 治水対策として有効な丹生ダム建設事業が、コスト評価指標により切り捨てられるという検証作業は、生命・財産を守る視点において到底受け入れられない。また、国策として下流住民のために集団移転した地域住民にとっても納得できるものではない。(滋)

(下流先行の原則による中上流部・支川等の整備の遅れ、整備目標の差)

河川整備は原則として本川下流部から進められることから、特に中上流部や支川では、整備が遅れているとともに、本川下流部に比べ整備目標も低く設定されていることから、氾濫が生じやすい状況になっている。

- ・ 淀川流域の最上流部に位置する本市においては、治水対策として川上ダム、上野遊水地、河道掘削を求めているが、川上ダムが建設される平成 34 年度までは下流への影響を考慮し、河道掘削を行わないこととされている。上野遊水地へは浸水被害が頻発し、10 年確率での浸水に対し、平成 24 年度から 3 年連続で浸水する事態に直面している。(三)
- ・ 下流域の河川整備の進捗が上流域の河川整備に影響を与えている。(滋)
- ・ 河川整備が上流域に到達するまでに時間がかかりすぎる。浸水被害が頻繁に発生している上流域の対策が、手付かずの状態である。(滋)
- ・ 河川整備が上流部に及ぶまでに時間がかかっている。また、今日、全国各地で大雨による甚大な被害が発生している状況を鑑み、特に危険性（決壊の恐れがある箇所）の高い箇所については、優先的に河川整備を行う必要がある。(滋)
- ・ 下流からの河道拡幅による整備には、改修が完了するまでには、多大な費用と時間を要する。(京)
- ・ 放流先である本川（国管理）の河床高との整合を図る必要がある支川の整備については、将来計画の断面で整備し、埋戻しを行っている。(京)
- ・ 雨水幹線の整備など、下水道事業における浸水対策には多くの事業費と長期にわたる事業期間を要する。また、放流先河川に十分な能力が無い場合、抜本的な対策が困難である。(京：再掲)
- ・ 桂川上流の支川は、桂川改修と整合を図りながらの整備であり、河川改修に至らない。河川整備が上流部に及ぶまでに時間がかかっている。(京)
- ・ 河川整備計画における無堤防区間において、大雨時の洪水及び高山ダムの放流等による水位上昇により、河川隣接地の浸食や隣接耕作地の冠水荒廃、さらには隣接集落の人家及び公共施設等に危険が及ぶ恐れがあるが、当該区間の護岸等による浸食対策や堤防設置による越水対策の計画がなされていない。(京)
- ・ 河川整備が上流部に及ぶまでに時間がかかっている。(京、大、大、奈)
- ・ 下流域の河川整備と維持が優先されており、上流部の河川の整備、維持（浚渫や除草等）の実施が遅れている。(兵)

(内水排除施設の放流制限による浸水の助長)

沿川の低平地での内水排除施設の整備が遅れている。特に大きな洪水時には、本川からの逆水や樋門閉鎖後の内水排除施設の放流制限などによって内水氾濫が助長されてしまう。

- ・ 一級河川木津川、服部川、柘植川の本川の増水が顕著になり、本川から逆流を防ぐ為樋門を

閉めるが、これに伴い内水が貯留し浸水被害が発生し出している。市としても、排水機場を設置し、排水ポンプ車を購入し対策を講じているが、十分な対策には到っていない。(三：再掲)

- ・ 干拓地など低水位地区において近年の異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風により排水能力が追いつかず冠水の恐れがあり大変危惧している。(滋)
- ・ 琵琶湖を干拓された農地(干拓地)は琵琶湖水面より2～3m低く、常時排水ポンプにより干拓地内の水を強制的に排除し、干拓地内の農地や人命・財産などを守っている。しかし、近年、多発化・激甚化している豪雨等の異常気象に、現行の排水ポンプ能力では対応しきれないことがあり、昨年の台風18号においては、農地が湛水し作物被害が生じたが、結果的に、干拓地が貯留したことにより近隣の冠水が回避された一面もあると考える。このように、干拓地が洪水防止の役割を担っていることに対して流域自治体に認識されていないと思われる。(滋：再掲)
- ・ 国道8号線より西側は、一級河川「愛知川」と「宇曾川」の天井川に囲まれ、雨水排水が望めない。両河川の間には一級河川「文録川」、「額戸川」があるが川幅も狭く、〇〇市の集落を流れており河川改修も困難な状況である。(滋)
- ・ 平成24年、25年と床上浸水被害に遭い、内水排除対策を市でも10年確率降雨に耐えられるよう、地下貯留施設の設置を進めているが、十分な改善が見込めない。内水氾濫による浸水被害を軽減するため、防賀川の上津屋樋門に強制排水施設の設置を要望している。(京：再掲)
- ・ 木津川本川については、上流の高山ダム等の放流操作により水位調整をいただいているが、近年の異常気象では降雨強度やパターンも想定外のものとなっており、木津川本川と支川の水位上昇が重なり、樋門閉鎖後に市内が内水により水没する事例も増えてきている。ポンプ設置や能力増強などの内水排除対策が急務である。(京：再掲)
- ・ 平成25年度の台風18号の豪雨で、木津川へ流入する各河川の樋門が閉鎖し、本市域に広範囲にわたって内水による浸水被害が出た。昨今の記録的豪雨等を考えると、今後、低地に位置する本市中心市街地への多大な被害が懸念されるが、支川管理者による内水強制排除設備等の内水対策が進んでいない。(京：再掲)
- ・ 大雨洪水時における高山ダム等の放流により木津川の水位がはん濫注意水位に達した場合やそれ以上の水位となれば、護岸の浸食や越水、また樋門閉鎖による内水の排除ができないため、低地に位置する本市中心市街地に浸水被害を及ぼすなど、本市全体に危険が及ぶ恐れがある。(京)
- ・ 河川増水時、ポンプ場からの雨水排除制限がかかった時の内水氾濫への対応方法。(大)
- ・ 当市は土地が周囲河川より低く平坦で水路勾配がほぼ無いため、雨水配水の自然排水能力が低く、ポンプ等で強制配水しなくてはならない。(大)
- ・ 大雨の際の雨水を排除する施設の埋設が河川区域内では認められない為、河川堤防の後背地の住居敷地に、大量に雨水が流れ込む事象がある。(大)

(超過洪水時の洪水調整施設の運用)

超過洪水が発生した場合などに、洪水調整施設(ダムや堰など)が現行の運用で対応できなく

なったときに、運用変更の判断が難しい。例えば、下流の氾濫の恐れがある場合には、瀬田川洗堰の放流制限を行うことで琵琶湖沿岸部の浸水が助長されてしまう。

- ・ 市内では琵琶湖の水位の影響を受ける集落もあることから、特に洪水期の水位管理については適正に行っていただく必要がある。また、非常洪水時における洗堰の操作についても、慎重に行っていただく必要がある。(滋)
- ・ 台風 18 号による浸水被害に関し、瀬田川洗堰の全閉操作に伴い、琵琶湖水位が高位となり、農作物に更なる被害を拡大するとともに、床上、床下浸水の復旧を遅らせることに繋がったことから、琵琶湖沿岸部だけの被災状況だけでなく、県全域を見極めた水位操作が必要である。(滋)

(局所的集中豪雨による浸水の頻発化、下水道(雨水)計画の見直し)

近年、局所的集中豪雨が頻発化しており、下水道(雨水)整備の進捗の遅れもより顕在化してきているとともに、計画の見直しなども求められている。

- ・ かと心配されている住民が増えている。(滋)
- ・ 流域面積が小さい河川において、局地的集中豪雨時は、急激に水位が上昇する。(京)
- ・ 近年の気候変動による集中豪雨は常習的になってきており、豪雨対応の河川改修は物理的に困難な状況が存在する。(京)
- ・ 開発に伴う流出量の増加に加え、気象の変化による局所的集中豪雨等に見られる降雨量の増加により浸水被害が多く発生している。(京)
- ・ 近年、想定を超える豪雨が頻発しており、計画高水位近くまで水位が上昇し、破堤すれば甚大な被害が予想される。護岸の点検調査により、老朽化や破損状況の把握をし、必要な対策を講じ河川管理に万全を期する必要がある。(京)
- ・ 本町における近年の高速道路の再整備事業(京都第二外環状道路)や、それらに係わる周辺道路整備に伴い、自然地・農地等が減少し保水・遊水機能が失われつつある状況であることに加え、近年の気候の変化から整備水準以上の短時間大雨が増加しているため、内水氾濫の危険度が増している。(京)
- ・ 近年、集中豪雨による過去になかったウォーターハンマーやエアハンマーと思われる現象(宅内トイレ等への逆流など)がみられるようになった。(大)
- ・ ここ数年、局地的な短時間豪雨の影響で、短時間の間に淀川の水質が急激に悪化することが確認されている。特に、上流域(桂川、木津川、宇治川流域)での豪雨の影響は予想が困難で、浄水処理への影響が懸念されている。(大)
- ・ 近年の局地的な短時間豪雨に対応した、広域的な公共下水道(雨水)計画策定の議論が求められる。(大)
- ・ 短時間で降雨量の多い雨が発生する事が多く、その際には河川の水位が著しく上昇し水路の排水が出来ない時がある。局地的豪雨の増加により河川の氾濫以外に、内水による浸水も懸念されている。(大)

- ・ 近年ゲリラ豪雨が多発し、都市河川では急激な増水が発生している。(兵)
- ・ ゲリラ豪雨のような局地的、突発的な豪雨が頻発し、小さな河川、水路の排水機能を越えた雨水流入により、家屋被害が発生している。(奈)

(流木等による被害拡大)

放置された間伐材が河道に流され、洪水の流下を阻害することなどによって、被害を拡大する恐れがある。

- ・ かと心配されている住民が増えている。(滋)
- ・ 流域面積が小さい河川において、局地的集中豪雨時は、急激に水位が上昇する。(京)
- ・ 近年の気候変動による集中豪雨は常習的になってきており、豪雨対応の河川改修は物理的に困難な状況が存在する。(京)
- ・ 開発に伴う流出量の増加に加え、気象の変化による局所的集中豪雨等に見られる降雨量の増加により浸水被害が多く発生している。(京)
- ・ 近年、想定を超える豪雨が頻発しており、計画高水位近くまで水位が上昇し、破堤すれば甚大な被害が予想される。護岸の点検調査により、老朽化や破損状況の把握をし、必要な対策を講じ河川管理に万全を期する必要がある。(京)
- ・ 本町における近年の高速道路の再整備事業(京都第二外環状道路)や、それらに係わる周辺道路整備に伴い、自然地・農地等が減少し保水・遊水機能が失われつつある状況であることに加え、近年の気候の変化から整備水準以上の短時間大雨が増加しているため、内水氾濫の危険度が増している。(京)
- ・ 近年、集中豪雨による過去になかったウォーターハンマーやエアハンマーと思われる現象(宅内トイレ等への逆流など)がみられるようになった。(大)
- ・ ここ数年、局地的な短時間豪雨の影響で、短時間の間に淀川の水質が急激に悪化することが確認されている。特に、上流域(桂川、木津川、宇治川流域)での豪雨の影響は予想が困難で、浄水処理への影響が懸念されている。(大)
- ・ 近年の局地的な短時間豪雨に対応した、広域的な公共下水道(雨水)計画策定の議論が求められる。(大)
- ・ 短時間で降雨量の多い雨が発生する事が多く、その際には河川の水位が著しく上昇し水路の排水が出来ない時がある。局地的豪雨の増加により河川の氾濫以外に、内水による浸水も懸念されている。(大)
- ・ 近年ゲリラ豪雨が多発し、都市河川では急激な増水が発生している。(兵)
- ・ ゲリラ豪雨のような局地的、突発的な豪雨が頻発し、小さな河川、水路の排水機能を越えた雨水流入により、家屋被害が発生している。(奈)

(利水施設などが要因となる被害、または被害の拡大)

ため池の決壊や利水ダムからの放流等による河川水位の上昇など、利水施設が要因となり被害が生じたり、被害が助長される場合がある。

- ・ 市街地においては水田も少なくなってきたが、上流域での用水需要は依然と高く、特に、水源を一級河川からの取水や地下水としている場合、不要な用水が排水路に放流されることで、時に計画以上の排水になり、下流域での浸水害の原因になっている。(滋)
- ・ 本市内のほとんどの「ため池」は、江戸時代以前に造られているため地震が起きれば決壊する危険性がある。(滋)
- ・ 大きなため池等の整備や被災した後の復旧費には補助制度が存在するが、2ha以下の小規模なため池において、亀裂や漏水対策等、予防保全的に改修を行うものについては補助制度が見当たらないので手つかずの状態である。(滋)
- ・ 大雨、台風の際にダム放流により避難勧告を行うこととなる。実際に氾濫があったことがなく、どういったあたりが決壊するのか、決壊した場合どの程度の被害が想定されるのかわからないまま避難勧告を出すような状況である。(滋)
- ・ ため池などは、大地震時や大雨による増水時の決壊が心配である。(京)
- ・ 利水施設の老朽化が進み、今後、災害時の決壊等の心配がある。(奈)

(堤外民地の影響による整備の遅れ)

堤外民地があるため、所有者の特定や調整等に時間を要し、整備が遅れたり、樹木伐採や堤防管理に支障が生じたりする場合がある。

- ・ 河川内に私有地があり河川断面の確保に支障をきたしている。(京)

(中小河川・水路等の維持管理)

財政制約などにより、堤防管理、護岸修繕、樹木伐採・浚渫など、中小河川や水路の維持管理が追いついていない。

- ・ 上流からの土砂の堆積により河道が上昇しているため、早期に河道掘削を実施いただきたい。(三)
- ・ 整備計画に基づく一級河川改修の着実な実施と天井川の解消等、局部改良や機能を復元するための浚渫等での維持修繕の実施。(滋：再掲)
- ・ 流入する普通河川の浸水解消のため、湖岸の河口部における堆砂の除去。(滋)
- ・ 湖岸の侵食、養浜対策。(滋)
- ・ 川の浚渫など、維持管理が追いついていない状況。(豪雨災害による越水などの被害)(滋)
- ・ 河川改修が出来ていなかったり、維持管理が行き届かないことが原因となり、豪雨時に水位が上昇し、地域住民の生活圏内の雨水が吐けず、田畑の浸水や床下・床上浸水の被害が起きている。(滋：再掲)
- ・ 河道内の土砂堆積が著しく、流下阻害になると思われるが管理者の対応が遅れている。(滋)
- ・ 河川整備が未着手である一級河川については、暫定的な措置として堆積土砂の撤去による河道確保が必要であるが、河川管理者である県は土砂処分地確保が困難であるとの理由から、

十分な浚渫が実施されていない状況である。また、市で管理する河川についても、同様に浚渫土砂の処分地確保に苦慮している状況である。(滋)

- ・ 近年の集中豪雨により、花崗岩地質の地域では風化したマサ土が堆積し、河川断面を阻害して流下能力が低下しているが、浚渫工事に十分な予算が確保されていない。(滋)
- ・ 砂防堰堤が満杯の状態なので、下流河川に土砂が流れ出ている。(滋)
- ・ 土砂の堆積や草木の繁茂による河川機能の低下により、一部の河川では短時間で水位が上昇し不安な状況にある。(滋)
- ・ 河川の維持管理が十分にできないようになってきた。(滋)
- ・ 近年、琵琶湖や内湖（伊庭内湖）において、特定外来植物である「ナガノツルノゲイト」が繁殖し、駆除が困難になっている。(滋)
- ・ 利用水のために設置された井堰における維持管理費の負担や増水時の対応に苦慮している。(滋：再掲)
- ・ 河道内樹木の繁茂や護岸の劣化が進んでいるが、河川管理者の対応が遅れている。(滋、滋、京、大)
- ・ 河道内に土砂が堆積し河川の流下能力が低下しており、河川管理者が対応しているが、上流部の山林において土砂崩壊が多発しており、土砂の下流への流出が著しく、対応が追いつかない状況である。(滋)
- ・ 河川の殆どが掘込型河川であり勾配が急であるため、洗掘削されて深掘り状態になっている。(滋)
- ・ 大雨で川の水位が上昇すると護岸ブロックの内部が吸出し状態となって法面が大きく陥没する、また護岸ブロックが損傷する等の被害が発生している。(滋)
- ・ 川床の洗掘を防ぐための根固めブロックや根継工の設置が早急に求められる。(滋)
- ・ 護岸ブロックの老朽化が著しい状況であり、計画的な改修が求められる。(滋)
- ・ 砂防地域からの土砂の流出により、河床の土砂が堆積しており流下能力が確保されていない。(滋)
- ・ 幹線河川の整備の遅れと護岸の老朽化から、高水位時に堤防敷より漏水が多くなっている。(滋)
- ・ 野生獣の増加から、堤防敷の裏法面の崩壊が多くなってきている。(滋)
- ・ 河道内樹木の繁茂、堆積による河床高が著しい。(滋)
- ・ 桂川の増水時には、洛西土地改良区が大下津排水機場でのポンプ操作により導入水路への逆流を防いでいるが、近年、機械の劣化が進んでいるので、故障すれば、導入水路の増水は避けられない。(京)
- ・ 河道内に樹木が繁茂しているため、流水機能が阻害されている。(京)
- ・ 土砂の堆積や護岸の劣化が進んでいるが、対応が遅れている。(京)
- ・ 河川内樹木の繁茂が進んでおり、河川増水時に流水を妨げ堤防越水等の危険性がある。(京)
- ・ 護岸工事や堆積した土砂・樹木の浚渫が遅れている。(京)
- ・ 財政が逼迫し、劣化・老朽化した河川施設の修繕に十分な予算の投入が困難である。(大)
- ・ 堆積土砂の浚渫等、河道内支障物の撤去に係る対応が遅れている。(大)
- ・ 効率的な維持管理を推進するべく、施設の点検を行い、計画を策定した上で修繕等の対応を

取って行くこととしているが、熟練職員の退職や若手職員の減少に伴い、点検ノウハウや修繕技術の継承や向上を図ることが困難である。(大)

- ・ 河道内に樹木が繁茂しており、水の流れに支障が出るのではないかと。(大)
- ・ 河道内樹木の繁茂や護岸の劣化が進んでいるが、河川管理者の対応が遅れている。(土砂の堆積)(大)
- ・ 河川護岸の定期点検等を実施しておらず、護岸の老朽化等が懸念される。(大)
- ・ 浸水リスク軽減のため、下水道本管及び雨水樹のパトロールを実施し、必要に応じ、修理・清掃等維持管理を行っている。(大)
- ・ 河川管理者の浚渫基準と、住民意識の差が大きい。都市部では、河川による避難勧告が頻発されるようになり、住民の関心も高くなっている。情報提供の充実と合わせ、住民の目線に立った対応が求められる。(大)
- ・ 本市には、淀川流域の一つである古川があるが、長年の流れによって、川底に砂がたまっており、浚渫をして水位を確保したい。(大)
- ・ 淀川水系の安威川や大正川においては、特定外来生物のヌートリアが多く繁殖している。現在のところ農業被害等の申し立てはないが、営巣に伴う土手の破損が懸念される。(大)
- ・ 市域の河川において、浚渫工事等、維持管理に係る計画的な整備(大)
- ・ 護岸や河床の補修が遅れている。(大)
- ・ 道路側溝の補修が遅れている。(大)
- ・ 既設の護岸等の河川管理施設については、設置後長期間が経過しているものが多いため、老朽化による機能低下を防ぐための適切な維持管理が必要である。(奈)

(河川愛護活動など地域による水防活動、維持管理)

水防団や河川愛護団体、水利組合等の高齢化が進み、地域での水防活動や維持管理活動が困難になってきている。

- ・ 小河川や水路の日常的な維持管理については、地元自治会や水利組合が行っているが、住民の高齢化が進んでいる地域では困難になってきている。行政に管理を委ねられる場合もあるが、財政的にも対応する事が困難である。(滋)
- ・ 地域の人口減少や高齢化により、普通河川の適正管理が困難になってきていることが、治水能力の低下をまねいている。(滋)
- ・ 高齢化が進み集落による河川愛護事業にも限界がある。(滋)
- ・ 自治会でも河川の草刈や清掃される人が確保できなくなり、定期的な維持管理が十分できていない状況である。又、不法投棄等がある。(滋)
- ・ 農業排水路の浚渫等において、活動する団体の高齢化により堆積した泥等が放置され、排水能力の低下につながり苦慮されている。(滋)
- ・ 河川愛護団体の高齢化が進み、地域での維持管理活動が難しくなっている。(滋、滋)
- ・ 河川堤防の除草について、地元自治会に河川愛護として任されているが、高齢化により活動が困難になりつつある。(滋)

- ・ 高齢化が進み、地域での河川維持管理活動が難しくなっている。高齢化が進み、堰板の適切な管理が難しくなっている。(京)
- ・ 河川愛護団体の高齢化が進み、地域での維持管理活動が困難になってきている。(大)
- ・ 地域の連携が薄くなり、住民による側溝や水路の清掃の実施が減少し、また、農業者も高齢化により水路等の維持管理が難しくなっている。防災における自助・共助の役割が重要となっているなか、住民等による日常の維持管理についても見直される必要がある。(大)
- ・ 私有地での土砂崩れなどは、所有者がその対策を行うべきであるが、費用の問題などから対策が進まないことも多い。周辺の住民からは、行政での対応を求められ、対応に苦慮している。(大)
- ・ 本市は淀川に直接隣接していないため、水防団を組織していないが、府合同水防訓練を見る限り、水防団員が高齢の方ばかりで不安がある。(大)
- ・ 水利組合等の高齢化が進み、地域での維持管理活動が難しくなっている。(奈)

(2) 保水・遊水「貯める」

(都市化などによる流量増、森林や水田の保水力の低下)

都市化の進展による流量増が見られるとともに、高齢化等に担い手が減少し、森林の管理が行き届かなくなったり、水田が耕作放棄されたりすることなどによって、流域の保水力が低下してきている。

- ・ 開発が進んだため、内水の上昇が急激になり、出水時には浸水している。(三)
- ・ 一部の一級河川において、治水対策の遅れから、上流部における（民間の）都市開発に制約（調整池の設置等の雨水排水対策）が必要となる可能性がある。大規模な面積の開発であれば条例、要綱等により雨水排水対策が義務付けられているが、小規模の面積の開発に対し雨水排水対策をどのように協議・指導するか、今後の課題である。(滋)
- ・ 市街地においては水田も少なくなってきたが、上流域での用水需要は依然と高く、特に、水源を一級河川からの取水や地下水としている場合、不要な用水が排水路に放流されることで、時に計画以上の排水になり、下流域での浸水害の原因になっている。(滋：再掲)
- ・ 琵琶湖・淀川水系においても、山林の適正な維持管理が困難になっている中、山林の荒廃は保水力の低下をまねき、治水安全度の低下につながっている。また、水資源機構が保有する丹生ダム建設用地についても、建設事業の見直し等に伴い放置され、適正管理ができておらず、土砂崩壊等、流域住民の安全を脅かす事態を引き起こしている。(滋)
- ・ 山林整備の遅れが水源涵養機能の低下を招いている。(滋)
- ・ 山間部では担い手の高齢化に伴い、谷間の田が耕作放棄され小さなダムとしての機能がなくなった。(滋)
- ・ 市街地周辺では宅地化が進み、雨水流出量が増えている。(滋)
- ・ 森林が適正に管理できていないため、保水力が低下し、一時水の発生や土砂崩れの危険性が高まっている。(滋)

- ・ 森林の適正管理を実現するためには、森林所有者の同意が必要であるが、滋賀の森林の多くが小規模個人所有者であり、一体的な管理が困難である。集落単位で意思決定を可能にする仕組みを普及啓発していくことが必要であり、山間部の高齢化のスピードを考慮すると、早急に実施する必要がある。(滋)
- ・ 滋賀県内の市民活動団体では、滋賀県産の間伐材を活用したコピー用紙（びわ湖の森の木になる紙）や印刷用紙を企画し、森とまちをつなぐ仕組みとして商品化している。流域でこれらの活用を進め、下流への意識啓発を図る必要がある。(滋)
- ・ 近年の局所的豪雨と上流域における都市化から、下流域における水位上昇が早くなっている。(滋)
- ・ 沿川の開発が進み、河川整備が追いつかない。(京)
- ・ 開発に伴う流出量の増加に加え、気象の変化による局所的集中豪雨等に見られる降雨量の増加により浸水被害が多く発生している。(京：再掲)
- ・ 本市は、3市1町で構成される流域下水道に属しており、1つの終末処理場を共同利用している。大雨時には流入汚水も増加するため、処理場の能力を超える場合は、処理場が汚水の受け入れを止める。本市は流域下水道構成団体の最下流に位置するため、他団体に先んじて污水管から汚水が溢れることとなる。原因が、污水管への雨水流入であることは明白だが、3市1町に及ぶ一体的な不明水対策が現実的には困難である。(京)
- ・ 挿し木のスギ、ヒノキで植林された森林の荒廃により、保水機能が低下していると共に、洪水時に簡単に倒れ、土砂とともに河川に流れ込み、橋梁に集積し洪水氾濫を拡大している。(京：再掲)
- ・ 放置山林及び竹林により森林の水源涵養機能の低下が進んでいる。また、放置されることによる傾斜地等の土砂災害の危険性が高まっている。(京)
- ・ これまで田畑は、大雨時等には降った雨を保有する機能があったが、近年これらの土地の宅地化が進み、結果として床下・上浸水をもたらすものとなっている。今後さらに宅地化が進めば、さらに被害の拡大が懸念される。土地利用の再考が必要と考えられる。(京)
- ・ 本町における近年の高速道路の再整備事業（京都第二外環状道路）や、それらに係わる周辺道路整備に伴い、自然地・農地等が減少し保水・遊水機能が失われつつある状況であることに加え、近年の気候の変化から整備水準以上の短時間大雨が増加しているため、内水氾濫の危険度が増している。(京：再掲)

(3) 減災「備える」

(水害リスクの高い箇所での開発、既存市街地での土地利用・建築規制)

水害リスクの高い箇所での開発については、土地利用・住まい方の工夫、避難体制などの検討が事前に行わなければ、大きな人的被害・経済的被害が起こる可能性がある。

水害リスクに基づく既存市街地での土地利用・建築規制については、河川管理者の責任を住民に転嫁するもので、抜本的な河川整備で対応しなければ、住民の理解を得られない。

- ・ 滋賀県流域治水の推進に関する条例による想定浸水深の設定に対し、浸水リスクの高い地域住民は、今日まで河川整備が計画的に実施されてこなかったことが原因であると行政に強い不満を持っている。特に、抜本的な対策を講じていない中において、浸水警戒区域における建築規制に対し理解が得られない。(滋)
- ・ 流域治水の例として、滋賀県が公表した「地先の安全度マップ」があるが、これは土地の浸水リスクを明示する学術的な点では評価されるが、河川管理者である行政がそれを示す以上、河川整備などの抜本的な対策と併せて提示すべきである。(滋)
- ・ 総合的な流域治水として「住まい方」が挙げられるが、浸水リスクの高い土地における新たな住宅地造成や開発への規制は合理的であるものの、既に多くの住民が居住している土地に対して、200年に1度の洪水を想定して一方的に規制を設けることは、河川管理者の責任を住民に転嫁するものであり、住民の理解は到底得られるものではない。(滋)
- ・ 浸水リスクの高い地域における被害軽減策は、地域の防災を担う基礎自治体にそのすべてをゆだねるものではなく、被害の拡大の要因が河川整備の未着手によるものである場合、原因者である河川管理者が河川整備を含む対策を講じるべきと考える。(滋)
- ・ 今後、流域治水の検討・研究を進めるに当たっては、河川整備を根幹的な対策と位置付けて、危険個所の解消に努めることを基本として議論いただきたい。「住まい方」や「避難場所」については、河川整備に対する補助的かつ緊急避難的な役割として位置付けられるべきものとする。(滋)
- ・ 浸水が常襲する箇所での開発により被害が生じているが、整備が追い付かない。(大)

(避難勧告・避難指示の判断)

河川水位の予測情報の不足、内水氾濫時の判断基準の未整備、流域自治体間の整合性の問題などから、避難勧告・避難指示を出すタイミングを判断するのが難しい。また、水平避難・垂直避難（2階避難）について、行政からの的確な指示が求められるが判断が難しい。想定される浸水深によっては二階避難では対応できない場合がある。さらに、避難所自体の被災や、避難人口に比べて収容可能人数が小さいことなどにより、避難所が機能しなくなる場合もある。

中小河川や内水氾濫の浸水想定がない中で、独自の判断で避難勧告を出さざるを得ない状況もある。

- ・ 内水氾濫時の数値的な避難情報の発表基準がなく、その場での判断にならざるを得ない。(滋)
- ・ 市内主要河川については、水位周知河川であるため、水位予測がなく、避難情報発令の判断が難しい。(滋)
- ・ ゲリラ豪雨による急激な河川（特に内水）水位の上昇について、その予測や避難情報発令の判断が難しい。(滋)
- ・ 山間部では、河川氾濫に伴い避難する場所が、土砂災害警戒区域に指定されているところがある。(滋)
- ・ 局地的豪雨が多発する中、防災上きめ細やかな情報（データ）を取得するための雨量計、水位計の設置が不十分であり、また、リアルタイムでの状況を把握するためのライブカメラ等

が未整備である。(滋)

- ・ 内水氾濫時の避難勧告基準がなく、その場での判断にならざるを得ない。(滋、京)
- ・ 避難を呼びかける場合に水平避難と垂直避難の判断が難しく、行政の的確な指示が求められている。(滋)
- ・ 昨年度の台風 18 号で決壊した鴨川、越水した石田川は、水位周知河川ではないため、水防団待機水位、はんらん注意水位は設定されているが、避難判断水位、氾濫危険水位は設定されていない。そのため、国・県・市で作る「□□地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」において、避難勧告、避難指示の目安となる避難判断水位、氾濫危険水位を設定（水防法に基づくものではなく、参考値として設定）したが、流域面積が小さく上流域の降雨量が大きく影響する河川については、雨量と水位を連動させた避難判断補助システムの整備が必要と考える。(滋)
- ・ 最近の異常気象により、河川の状況や浸水の状況の予測が困難になってきている。(滋)
- ・ 大雨、台風のたびにダムの放流により避難勧告を行うこととなる。実際に氾濫があったことがなく、どういったあたりが決壊するのか、決壊した場合どの程度の被害が想定されるのかわからないまま避難勧告を出すような状況である。(滋：再掲)
- ・ 避難を呼びかける場合に、2階避難と水平避難の判断が難しい。(滋)
- ・ 一級河川「愛知川」において、水位上昇に伴い、本町は避難勧告を発したが、下流域の〇〇市、対岸の〇〇市は発しなかった。対応が市町により相違することは、地域住民に混乱を招く。上記課題については、災害時、県が各市町の情報収集されているため、沿線市町に速やかに情報提供されることが必要である。(滋)
- ・ 橋を渡らないと、公共施設に避難できない地域（小畑川東部）があるため、避難のあり方や避難情報を出すタイミングについて官・民で考える必要がある。(京)
- ・ 避難情報を出した時に住民が居住地の地域特性を踏まえた上で適切な行動をとることができるよう啓発をしていく必要がある。(京)
- ・ 数十年に一度の豪雨と呼ばれる規模の災害が毎年のように発生している中で、浸水が常襲する地域では、地域独自で避難基準（総雨量 120 mm を越えたとき）を設けられている。(京)
- ・ 地域防災計画では、指定河川の洪水、水防警報などの予報を基準点による水位で示されているが、常襲している地域の河川では、既に越流している状況にある。(京)
- ・ 各地域での避難基準に必要となる、きめ細かなデータ収集と的確な予報が求められている。(京)
- ・ 本町は、近辺の山地丘陵から、本川（桂川）沿いの低平地部へと短時間で集水する地形となっているため、内水位の上昇が速く、避難情報の発令判断が難しい。(京)
- ・ 内水氾濫ハザードマップの必要性が高まっているが、まだ作成できていない。(京)
- ・ 本川（桂川）氾濫時の避難対象人数は、町が開設避難所の収容人数を大幅に超えており、町単独では十分な避難スペースを確保できない状況がある。(京)
- ・ 町内河川の浸水想定が田原川のみ調査済みで他の河川では実施されていないため、ハザードマップが田原川のみ浸水想定となっている。(京)
- ・ 河川の増水により避難所が危険な時がある。(京)
- ・ 避難勧告基準について、現在河川管理者において氾濫危険水位の見直しが実施されているが、

市町村がより定量的な避難勧告基準を設定できるように、市域ごとの危険水位を提示していただく必要がある。また、避難勧告基準の見直しにあたっては、市町村によって考え方に相違があると、住民に混乱を招くおそれがあることから、流域市による連携した検討が必要である。(大)

- ・ 本市が管理している河川には、水位計が設置されておらず、避難判断時は実測に頼らざるを得ない。(大)
- ・ 集中豪雨や台風による災害時には市町村単位のほか流域単位で避難を呼びかけることができないか、また、流域で避難訓練は可能か。(大)
- ・ 近年、都市部で集中豪雨に伴う内水氾濫の被害が発生しており、内水氾濫のハザードマップの作成を行い、浸水が常襲する箇所の把握等、地域住民に危険箇所等の周知を行う必要がある。(大)
- ・ 今後は、内水氾濫の発生後、外水氾濫が発生することも考えられるが、建物内での垂直避難と、避難所への避難をどのように判断するのが課題である。(大)
- ・ 今後は、内水氾濫の発生後、外水氾濫が発生することも考えられるが、建物内での垂直避難と、避難所への避難をどのように判断するのが課題である。(大)
- ・ 避難を呼びかける場合2階避難と水平避難の判断が難しい。場所によっては2階以上でも危険なところがある。(大)
- ・ 内水氾濫時の明確な避難判断基準がなく、今後、基準を策定していく。(大)
- ・ 本市では、洪水ハザードマップを作成し市民に提供しているが、現行のマップでは、淀川の浸水域と水位周知河川の浸水域が重なる地域について、どちらの河川による浸水なのか見づらい。(平成26年度中に改定予定)(大)
- ・ 内水氾濫時の浸水想定マップが無い。(平成26年度中に作成・公開予定)(大)
- ・ 水害(河川氾濫)による避難勧告について、水位を基準とする判断基準を設定しているが、総合的な判断を理由に避難勧告等の判断をしたことがなく、このため市民への伝達や避難所の開設について具体的に計画されていない。(大)
- ・ 本市は平坦であるため、淀川が氾濫した場合、市内のほぼ全域が浸水する可能性がある。(大)
- ・ 1階に居住する方は、風水害により避難所を開設するまでの間、近所に知人や親戚がいない場合、垂直避難する場所が無い。(大)
- ・ 淀川が氾濫すると市の大部分が2~5m、また、一部で5m以上が浸水すると想定されており、一部の避難所が使用不能になる。(大)
- ・ 本市では、淀川左岸の堤防が決壊した場合の浸水想定区域が示されているが、市域が浸水するのは堤防決壊後、10時間以上経ってからであるため、淀川流域市が統一でとっている避難勧告等の判断基準の見直しが必要となる。(現在は、淀川の洪水予報の基準地点である枚方水位観測所において、はん濫危険水位(5.50m)に達したときに避難勧告を発令する。)(大)
- ・ 堤防決壊時の左岸地域の浸水被害の想定(大)
- ・ 内水氾濫時の避難勧告等の基準などが無い。(大)
- ・ 避難される方の避難所までの移動対応。(移動手段の確保、避難行動要支援者への対応など)(大)
- ・ 避難勧告の判断、避難を呼びかける場合の誘導に係る手法の検討(大)

- ・ 雨天時は、市外から流入する水量の影響が大きくなり、また、上流の河川や水路に関する情報が少ないため、対応が難しくなっている。(兵)
- ・ 内水氾濫時の避難勧告基準がなく、その場での判断にならざるを得ない。(奈)
- ・ 避難を呼びかける場合に2階避難と水平避難の判断が困難である。(奈)

(緊急時の対応)

休日・夜間の突発的な降雨が増えており、樋門などの施設の迅速な操作が難しくなっている。浸水時に幹線道路が浸水し、緊急車両や活動車両の移動経路を確保できない場合がある。

- ・ 休日や夜間での大雨も増えている。夜間・休日の突発的な降雨時における、水路に設置している樋門の操作について。(兵)
- ・ 大雨時には外水氾濫、内水氾濫により主要道である県道が浸水しやすいため、一般車両だけでなく、緊急車両や活動車両の通行が困難となり、災害対応が遅れることがある。(兵)

(防災意識の低下、コミュニティの繋がりの希薄化)

防災意識が低下してきているとともに、コミュニティの高齢化や繋がりの希薄化などにより、水害発生時の対応能力が低下している。

- ・ 現代人は、川と関わる生活をしなくなったことで、川の怖さや防災について意識がなくなり、災害が発生した場合には、混乱してしまう。(滋)
- ・ 地域の横の繋がりが希薄化したことで、河川の情報入手する手段が減少した。(滋)
- ・ 防災訓練を行っても、市民の関心が低く、参加者が集まらない。(滋)
- ・ コミュニティに参加する若者の減少と、既に参加している方の高齢化により、コミュニティの維持が困難になってきており、水害などの災害時の対応能力が低下している。(滋)
- ・ 本川(桂川)氾濫時に想定される浸水区域については、町防災ハザードマップにより住民に周知しているところであるが、住民の防災意識はまだ十分に高いとは言えない。(京)

(災害弱者への対応の遅れ)

高齢者をはじめとする避難行動要支援者の安全な避難体制の整備がなかなか進まない。

- ・ 避難行動要支援者の個別の避難計画が策定できていない。(滋)
- ・ 要配慮者の安全な避難体制の整備はもとより、洪水時の民間施設利用も含めた避難場所の確保、周知を行い、地域住民が安心して暮らせるように努める。(大)
- ・ 高齢者が多いため、避難が完了するまでに時間を要する。(大)
- ・ 災害時要支援者の安全な避難体制の整備が進んでいない。(兵)
- ・ 災害時要支援者の安全な避難体制の整備が遅れている。(奈)

(災害時の緊急輸送路としての河川の活用、防災拠点の整備)

災害時において淀川本川は、帰宅困難者や緊急物資等の輸送路としての機能が求められており、船着場設置等の整備が新たに必要となっている。

- ・ 災害時における帰宅困難者の輸送、航路として活用が考えられる淀川航行を、淀川大堰が阻害している。(大)
- ・ 国土交通省において、観光資源の創出や、災害時等により道路が分断された際に、緊急物資の輸送手段として淀川の活用を検討されている。本町の淀川流域は水位が浅く、船着場の設置が困難であることから、船着場設置のための整備が必要である。(大)

(4) その他

(流域対策の位置づけ)

河川整備を根本的な対策と位置づけて、「住まい方」「避難場所」などの議論は補助的・緊急避難的役割として、流域治水の検討・研究がなされるべき。

- ・ 今後、流域治水の検討・研究を進めるに当たっては、河川整備を根幹的な対策と位置付けて、危険個所の解消に努めることを基本として議論いただきたい。「住まい方」や「避難場所」については、河川整備に対する補助的かつ緊急避難的な役割として位置付けられるべきものとする。(滋：再掲)

II. 利水上に関するご意見

(1) 水量の確保

(水不足、河川の瀬切れ、地下水位の低下)

河川の水量が少ないため、水不足や瀬切れが発生し、水道水や農業用水の安定した供給が難しくなっている。また、渇水に伴い、地下水位の低下も長期化しており、住民生活や社会経済活動に影響を与えている。

- ・ 水田の代掻き時期に河川流量の減少や瀬切れ、水質の悪化がみられる。(三)
- ・ 服部川付近の浅層地下水を取水する水源では、冬期に井戸の水位が低下する期間が長期化する傾向にある。(三)
- ・ 高時川においては、河川上流部の丹生ダム建設事業により流水の確保(瀬切れ対策)を期待してきたが、新規利水の完全撤退によりダム建設事業が大きく転換することになったことから、利水対策については、水源地に対し十分な配慮が必要である。(滋)
- ・ 山間部では、水源涵養機能が低下して河川流量が減り、水田営農、上水利用に影響が出ている。(滋)

- ・ 森林の保水力低下により、表流水を水源とする水道水や農業用水の安定した供給が難しくなっている。(滋)
- ・ 特に夏期に河川の瀬枯れが多くなってきている。農業用水等の取水量等の管理を厳格に行う必要があると考えられる。(滋)
- ・ 下水道の普及に伴い河川の水質は良くなったが、普段の河川の流量が減り、瀬切れも頻発するようになった。(大)
- ・ 流量が少なく瀬切れが発生する河川において、農業用水の利水においても、河川環境への一定の配慮を求める声が市民から出ている。利水と河川環境について、ルール作りが求められる。(大)
- ・ 河川の水量が少ないため、特に夏季に悪臭を発する。(大)
- ・ 近年は、発生頻度が低下してきているものの、平成17年頃までは頻繁に渇水が発生しており、住民生活や社会経済活動に影響を与えるものであることから、今後も発生に備える必要がある。(奈)

(2) 利水施設の維持管理、防災対策

(出水による取水施設への影響)

出水時に発生する流木や土砂流出により、取水施設の損傷や土砂堆積が発生し、取水に支障をきたす状態が生じている。

- ・ 洪水時に土砂の流下により上水道の取水施設が埋没し、取水不能となることが増加している。(三)
- ・ 台風などの大雨により、水道施設や農業用水路へ土砂が流入し、水源や取水口が埋没するなど、利水への障害が頻繁に生じている。(滋)
- ・ 利用水のために設置された井堰における維持管理費の負担や増水時の対応に苦慮している。(滋：再掲)
- ・ 主要な河川に頭首工を設置して、農業用水に利用しているケースが多くある。(滋)
- ・ 近年、河道の堆積土が増え導水路からの取水がし難くなってきた。(京)
- ・ 近年の気象の激変で、極端な降雨と渇水から河川内の膨大な土砂堆積が発生している。(三)
- ・ 山地からの土砂流出や河川護岸の洗掘等により河床の土砂堆積が著しく、出水後の取水施設から取水に支障をきたす状態が頻繁に発生する。(京)
- ・ 農業用水として利用しているが、利水期に取水施設及び送水路が被災した場合、早急な対応が困難である。(京)
- ・ 出水時に流木等による取水施設の損傷や、取水ゲート部に流木及びゴミが大量に堆積する状況が発生している。(京)
- ・ 上流(淀川)から流れてくるゴミが多く、取水口に溜まり、その除去に苦慮している。特に、短時間豪雨時は、通常の何倍ものゴミが溜まり、取水量に支障をきたすおそれがある。(大)

(施設の老朽化・担い手の不足)

老朽化した利水施設の適切な維持管理が必要となっているが、高齢化や担い手の不足により、適切な維持管理が困難となっている。

- ・ 耕作放棄が拡大したことに伴い、荒廃地の増加と管理されない水路やため池が散見されるようになってきている。(滋)
- ・ 自治会でも河川の草刈や清掃される人が確保できなくなり、定期的な維持管理が十分できていない状況である。又、不法投棄等がある。(滋)
- ・ ため池などの利水施設における施設の老朽化から、地震時の決壊など心配である。(滋)
- ・ 桂川の増水時には、洛西土地改良区が大下津排水機場でのポンプ操作により導入水路への逆流を防いでいるが、近年、機械の劣化が進んでいるので、故障すれば、導入水路の増水は避けられない。(京：再掲)
- ・ 営農者の高齢化が進んでおり、老朽化した取水施設の維持管理が困難な状況となってきている。(京)
- ・ 堰、樋門、ため池等の利水施設の老朽化。(安全面、費用面)(大：再掲)
- ・ 井堰など農業用施設の老朽化が進んでいる。規模の小さい農業団体では、改修費用の工面が難しくなっている。また、施設そのものも公費で設置後、農業団体へ移管されたものも多く、河川管理者等へ支援を求める声大きい。(大)
- ・ 取水口点検のため、河川敷を通行するが、草木が大量に繁茂している。(大)
- ・ 都市化による農地の減少のため、水利組合が弱体化し、用水路の適正な管理が困難となっており、水の滞留による悪臭や虫の発生などが問題となっている。(大)
- ・ 利用されていないため池やその水路の管理不十分な箇所も見受けられる。(兵)
- ・ 利水施設の老朽化が進み、今後、災害時の決壊等の心配がある。(奈：再掲)

(3) 新たな水利用

(地域用水の確保)

これまでは水害を防ぐ治水対策が重点的に進められてきたが、近年では、河川水を利用して生活の営みを行うことは殆どないこともあり、水に親しむ施設や地域用水の確保などを望む声が上がっている。

- ・ 過去の水害の歴史等から、水に親しむ親水性よりも水害を防ぐ治水対策に重きが置かれ河川整備が進められてきた。しかし、時代の経過とともに、近隣住民は治水に影響の無い範囲で昔のように水に親しめる場所や里中河川への常時水(地域用水)の確保などを望んでいる。治水と利水は相反するものであるが、今後は「地域用水」として琵琶湖や野洲川などから里中河川へ取水できる方法等を検討していかなければならない。(滋)
- ・ 近年は、河川の水を利用して生活の営みを行うケースは殆ど見受けられない。(滋)
- ・ 本市では、処理場から放流水の提供を受け、公園堀の修景用水に再利用している。修景用水

は常時圧送されており、越流水が近隣農地の唯一の水源となっている。再生水の導水施設が老朽化しており、改築更新に多額の費用が必要であることが判明しているため、永続的な運用が困難となっているが、農地の利水問題もあるため現在検討を行っている。(京)

(小水力発電の普及)

再生可能エネルギーとして小水力発電施設の設置を検討したが、エネルギー源としての利用が困難である。

- ・ 再生可能エネルギーの確保を目的に小水力発電の設置に関する調査を行った結果、高低差が少ないため、エネルギー源として期待できない。(滋)

(4) 水質・水環境

(出水等による濁水)

台風や豪雨などの出水時に発生する濁水が問題となっている。

- ・ 近年、集中豪雨等により、高濁度水の流入が多くなってきている。(大)
- ・ 近年、頻繁に豪雨等があり河川水の高濁度に悩んでおります。(京)
- ・ 以前に比べて、ダムから濁水の放流(ダムの底抜き)が長く続いている。(京)

(営農等に伴う水質悪化)

水田の代掻き時期に濁水が発生することによる水質悪化が懸念される。排水管理の徹底が行われていない地区もあり、農業濁水対策を実施しても目に見えた効果が得られていない。

- ・ 水田の代掻き時期に河川流量の減少や瀬切れ、水質の悪化がみられる。(三：再掲)
- ・ 琵琶湖沿岸の課題『農業濁水について』 農業排水と琵琶湖の関係では、田植期の代かき作業で濁水が流出し、水質が悪化することが長年の課題である。圃場が灌漑と排水に分離されており、排水管理の徹底が図れていない。(滋)
- ・ 荒神山周辺で宇曾川の水質汚濁、ゴミの漂流や散乱など自然環境の悪化が進み、水辺での体験活動に影響を及ぼしているが、河川管理者から対応できない旨の連絡を受けた。特に周辺農地で田植えが始まる5月頃から水の濁りが著しくなり、今年は、油のような物質が川面に浮き悪臭も発生した。(滋)
- ・ 農地からの流出した農業濁水対策において、依然として目に見えた効果が得られていない。(滋)
- ・ 本市を含む淀川左岸流域には多数の農業用等水路が残存しており、その水質浄化は揚水施設に頼らざるを得ない状況であるため、その他の方法により水質向上を図る取組が必要である。(大)

(都市化等に伴う水質悪化、下水道整備の遅れ)

都市化に伴う生活排水の増加や下水道整備の遅れが水質悪化の一因となっている。しかしながら、下水道施設の高度処理化には多くの事業費と長期にわたる事業期間を要する。

- ・ 下水道整備が遅れている地域では、河川が汚れ川の中で遊べない。(滋)
- ・ 下水道の普及により、平常時には河川の水量が少なく、一時的な水質悪化が見られるなど親水機能の低下が問題となっている。(京)
- ・ 流域の水質を保全するために、雨天時に放流される未処理下水の対策として合流式下水道の改善に取り組み、また処理場において高度処理施設の導入を進めているが、事業の推進には多くの事業費と長期にわたる事業期間を要する。(京)
- ・ 河川水質の評価基準である BOD の指標としての妥当性はどうか。(N-BOD が含まれるため)(大)
- ・ 下水の雨水吐き口より排出される汚水や高速道路の路面排水が河川に流入し、水質悪化の一因となっている。(大)
- ・ 環境基準を超えるダイオキシン類が確認されている箇所について、十分な浄化対策を行えていない。(大)
- ・ 水質浄化効果のある水生植物群落が減少していると仄聞している。河川管理者には治水のみならず河川生態系や植生の保護を積極的に実施し水質改善に取り組んでもらいたい。(大)
- ・ 瀬田川洗堰でコンスタントに放流し、滞留することによるプランクトンの増加や藻の発生を抑制し水質悪化を防ぐ必要がある。(大)
- ・ 生活排水の流入により、水質が悪化している。(大)

(水辺の利用に伴う水質悪化)

公有水面でのプレジャーボートなどの利用による騒音や水質汚濁が懸念されるため、規制強化が必要である。

- ・ 公有水面でのプレジャーボート利用による騒音や排ガスの規制を強化する必要がある。(大)
- ・ マリンスポーツの普及により、水上バイクやプレジャーボートによる騒音や水質汚濁が懸念される。(大)

(閉鎖水域における水質悪化の顕在化)

湖沼等の閉鎖性水域では、水質悪化が顕在化し、アオコの発生も確認されている。

- ・ 淡水赤潮については、近年は発生回数・発生水域数も減少しているが、一方でアオコは南湖ではここ 30 年間ほぼ毎年発生している状況である。平成 25 年度は 8 月から 9 月にかけて 21 日間、のべ 23 水域でアオコが確認された。(滋)
- ・ 湖沼等の閉鎖的水域の水質悪化が見受けられるようになった。(京)

(ヘドロ、藻類などによる悪臭)

琵琶湖や河川、ため池などに土砂やヘドロが堆積し、異臭が発生するとともに景観面からも支障が生じる。

- ・ 湖面からの異臭、ゴミの漂着等(特に南湖) (滋)
- ・ 大雨によって河川が氾濫し、地域の水路などへ土砂やヘドロがたまり悪臭が発生する。(滋)
- ・ 大量に繁茂した琵琶湖の水草が、台風等増水により湖岸へ漂着し悪臭を放っている。(滋)
- ・ 大雨時にダム放流によりダム湖内や河川内に堆積した樹木、水草やヨシ屑等が琵琶湖岸、一級河川の河口付近に大量に漂着し美観が損なわれる。(滋)
- ・ 維持浚渫を定期的に行えておらず、川底に底泥・ヘドロが堆積している。(大)
- ・ 農家・水利組合と近隣住民との間で水路やため池の管理に対して摩擦が生じている地域がある。(虫の発生、臭い、音、豪雨時の雨水等による水位の上昇など) (大：再掲)
- ・ 河川の水量が少ないため、特に夏季に悪臭を発生する。(大：再掲)
- ・ 都市化による農地の減少のため、水利組合が弱体化し、用水路の適正な管理が困難となっており、水の滞留による悪臭や虫の発生などが問題となっている。(大：再掲)

(藻類の異常繁茂)

台風などの増水後や渇水後に藻類が大量に繁茂し、異臭が生じるなど周辺住民や漁業関係者に大きな影響を与えている。

- ・ この夏の異常気象(梅雨時期はあまり雨が降らずに、8月に台風などにより例年になく規模の大雨が降った)により、琵琶湖岸に藻類が大量に繁茂するようになり、見た目だけでなく悪臭を放ったり藻が漁船に絡まりつくなど周辺住民や漁業関係者に大きな影響を与えている。(滋)
- ・ 大量に繁茂した琵琶湖の水草が、台風等増水により湖岸へ漂着し悪臭を放っている。(滋：再掲)
- ・ 大渇水後に藻類が大量に繁茂するようになった。(滋)
- ・ 台風等の豪雨災害により、琵琶湖の藻(水草)が護岸に漂着し、親水公園(大津湖岸なぎさ公園など)の利用者や近隣住民の苦情の種となっている。(滋)
- ・ 下水道整備が進んだことにより平常時の河川の水量が減少してきており、藻類などが繁茂するようになった。(京)
- ・ 毎年夏に瀬切れが発生し、大量に藻が発生する。市民からは川が汚いと苦情がある。(大)
- ・ 毎年、特定のため池に藻類が発生する。(大)
- ・ 瀬田川洗堰でコンスタントに放流し、滞留することによるプランクトンの増加や藻の発生を抑制し水質悪化を防ぐ必要がある。(大：再掲)
- ・ 藻類の発生により、アルカリ度が高くなってきている。(大)

(5) 水源地・上流部での水質汚染リスク

(水源地・上流部での水質汚染リスク)

淀川下流部では、上流部で繰り返し利用された河川水を利用しており、淀川以外に代替となる水源がない場合では、上流域で水質汚染が発生すると水道の給水を停止しなければならない。

- ・ 本市は、淀川の最下流に位置しており、上流部で繰り返し利用され、下水処理水や工場排水等が流入した河川水を取水していることから、上流域での水質事故等をリスク要因として常に有していることが課題として挙げられる。(大)
- ・ 他に代替水源が無く、水源あるいは導水路に何かあった場合に対応できない。(大)
- ・ 上流域でのプレジャーボートの利用やP R T R対象工場からの排水が見受けられるが、下流自治体の上水源であるので、規制強化が必要である。(大)
- ・ 若狭湾岸の原発事故に伴う放射能汚染の水源への影響と利水制限を明確にする必要がある。(大)
- ・ 本市の水道は、淀川を唯一の水源としており、代替となる水源がないことから、その水源が事故などで取水できなくなると、水道の給水を停止しなければならない。(大)
- ・ 市内用水の大部分が淀川から供給(一級河川寝屋川及び古川の浄化用水、農業用水としての水路の水質浄化)されており、水源に異常があった場合、大きな支障が生じる。(大)

III. 環境(自然環境・都市環境・河川利用)上の課題

(1) 河川生態系の劣化

(外来種の侵入)

特定外来生物を含む外来生物の繁殖により、在来生物の減少や交雑による固有種の減少など生態系への影響が懸念される。また、外来生物による農業被害、生活被害が増加し、洪水や氾濫による生息範囲の拡散が危惧されることから、根絶に向けた対応が必要である。

- ・ 外来植生物である「オオバナミズキンバイ」等の大繁殖により、生態系への影響などが懸念される。また「ブラックバス」や「ブルーギル」といった外来魚の発生も同様、琵琶湖固有の魚介類等を駆逐してしまうために生態系への影響が懸念される。(滋)
- ・ 件数としては少ないと思われるが、水辺への動植物の放棄(ペットとして飼っていたものが大きくなり手に負えなくなったために捨てた)による生態系の変化、放棄した生物の異常発生など。(滋)
- ・ 外来生物の繁殖により在来生物の減少などの生態系に悪影響を及ぼしている。(滋)
- ・ 繁殖した外来植物が、洪水や氾濫により流され、流れ着いた先で繁茂することで被害を拡大している。(滋)
- ・ 外来生物が生態系に与える悪影響についての住民の知識が不足している。(滋)
- ・ 琵琶湖の環境回復について
オオバナミズキンバイの根絶

オオバナミズキンバイについては、琵琶湖における生息地を拡大しており、その影響は生態系や漁業はもちろんのこと、今後においては琵琶湖全域への拡大、河川や水田等への影響、更には全国的な拡散も危惧されることから、完全根絶に向けた可及的速やかな対応が必要である。(滋)

- ・ 森林(藪)化した河川の堤防を伝い、野生鳥獣(外来獣・サル・シカ・イノシシ・クマ等)が湖岸まで出没するようになり、農業被害・生活被害が拡散している。(滋)
- ・ 近年、琵琶湖や内湖(伊庭内湖)において、特定外来植物である「ナガノツルノゲイト」が繁殖し、駆除が困難になっている。(滋)
- ・ 鴨川、桂川などで、特別天然記念物オオサンショウウオと中国産オオサンショウウオとの交雑がおこり、国産種が減少している。(京)
- ・ ミシシippアカミガメの繁殖が著しく、在来種であるクサガメ、イシガメ等が減少している。(京)
- ・ 市内河川への特定外来動物(ヌートリア)が生息するようになり、駆除を行っている状況である。(京)
- ・ 水面にホテイアオイやボタンウキクサが大量に繁殖し、除去の必要があったり、大型の外来魚が繁殖したりするなど外来生物への対応が必要。(大)
- ・ 外来生物を駆除し、在来種の積極的な保護を実施してほしい。また、釣り番組などでは、番組内で在来種保護に関して啓発してもらうよう要請する必要がある。(大)
- ・ ブラックバスやヌートリアなど外来生物の増加により、在来生物に影響を請けている。市では、市民協働で特定外来生物「ミズヒマワリ」の駆除を行っているが、外来種駆除に対する国・府等の支援がない。(大)
- ・ アライグマ等の外来生物の目撃が増えており、市民からの捕獲要請による捕獲檻の貸し出しや処分頭数が増加している。(大)
- ・ 堤防に、オオキンケイギクやオオカワジシャなどの特定外来生物が繁茂しているが、市民による植栽と業者が勘違いするため、草刈時に残されることがある。(大)
- ・ 外来生物の侵入が著しく、在来種が減少している。(大)
- ・ 貝類がヌートリアに食べられ、タナゴ類の生育に問題がある。(大)
- ・ 環境省の通達で、外来生物の飼育や捕獲に制限があるため、市民団体等の研究が進めにくい。(大)
- ・ 外来生物が量販店などで堂々と売られているので、在来種が駆逐される可能性がある。(大)
- ・ 淀川水系の安威川や大正川においては、特定外来生物のヌートリアが多く繁殖している。現在のところ農業被害等の申し立てはないが、営巣に伴う土手の破損が懸念される。(大)
- ・ 室生ダム湖周辺等においても外来動植物が確認されている。(奈)

(生物の生息・生育環境の劣化・減少)

道路建設や都市開発、生活環境の変化などに伴う、生物の生息・生育環境への影響が懸念される。河川の維持管理を行う際には、生物多様性の視点からの対応が必要であり、利水と河川環境についてのルールづくりが求められている。

- ・ 河口付近に土砂が滞留し、魚などの生物が、川を遡上できない状況にある。(滋)
- ・ 水源涵養機能が低下したことにより、土砂が流出し、河川流量も減り、生態系に異常をきたしている。(滋)
- ・ 高速道路建設や住宅開発の増加等、ここ数年で周辺の水辺環境が著しく変化しているため、ゲンジボタルの生育環境への影響が予想される。(京)
- ・ 水質浄化効果のある水生植物群落が減少していると仄聞している。河川管理者には治水のみならず河川生態系や植生の保護を積極的に実施し水質改善に取り組んでもらいたい。(大：再掲)
- ・ 流量が少なく瀬切れが発生する河川において、農業用水の利水においても、河川環境への一定の配慮を求める声が市民から出ている。利水と河川環境について、ルール作りが求められる。(大：再掲)
- ・ 浚渫については、自然再生等を市民協働で行っている河川においても、平らに整地されることが多い。国管理区間で行われているように、生物多様性の視点から瀬と淵を残すなど河川環境に配慮した対応が求められる。(大)
- ・ 希少種の生息地として重要となるわんどの生態系に配慮した整備が必要である。(大)
- ・ 原因は特定されていないが、琵琶湖の水位上昇などの影響により「浜欠け」がおきており、応急的な対応は行われているが、原因の究明と抜本的な対策が必要である。(滋：再掲)
- ・ 野鳥が、釣り客が投棄した釣り糸・釣り針によりケガをする。(滋)

(2) 河川環境の悪化に伴う被害

(河道内樹木・流木による被害)

河道内に樹木が繁茂し、環境に影響を与えているとともに、洪水時は流木となり下流へ影響を及ぼし、河口部に漂着することで美観が損なわれている。また、河道内樹木を住处とする野生鳥獣による農業被害、生活被害が問題となっている。

- ・ 流れ出した流木等が、廃棄物となり環境に影響を与えている。(滋)
- ・ 流出土砂の堆積により、樹木が繁茂して野獣が住み着いている。(滋)
- ・ 森林(藪)化した河川の堤防を伝い、野生鳥獣(外来獣・サル・シカ・イノシシ・クマ等)が湖岸まで出没するようになり、農業被害・生活被害が拡散している。(滋：再掲)
- ・ 大雨時にダムの放流によりダム湖内や河川内に堆積した樹木、水草やヨシ屑等が琵琶湖岸、一級河川の河口付近に大量に漂着し美観が損なわれる。(滋：再掲)
- ・ 樹木が繁茂するようになった。(滋)
- ・ 近年は集中豪雨などが頻発し、河川に大きな流木等が流れてくるなどして、景観を損ねている。(滋)
- ・ 河川堤防に草が繁茂し、隣接する道路の通行に支障となっている箇所がある。(京)

(不法投棄、ごみ漂着)

不法投棄やごみの漂着などが散見され、その対応に苦慮している。住民と川との距離が遠くなったため、不法投棄など川の中で起こっている問題意識を共有することが困難となっている。

- ・ 湖面からの異臭、ゴミの漂着等(特に南湖) (滋)
- ・ 生活スタイルの変化により、現代人が川に入ることがなくなったため、不法投棄を含む川の中で起こっていることの問題意識の共有を図ることが難しくなった。(滋)
- ・ 荒神山周辺で宇曾川の水質汚濁、ゴミの漂流や散乱など自然環境の悪化が進み、水辺での体験活動に影響を及ぼしているが、河川管理者から対応できない旨の連絡を受けた。特に周辺農地で田植えが始まる5月頃から水の濁りが著しくなり、今年は、油のような物質が川面に浮き悪臭も発生した。(滋：再掲)
- ・ 河川敷地において散在性の不法投棄が後を絶たず、住民等の清掃活動にも限界を生じている。(滋)
- ・ 多くのゴミなどが投棄され、水面・河川敷共にその対応に苦慮している。(大)
- ・ ポイ捨て等によるごみが多い。(大)
- ・ 定期的に撤去処分を行っているが、テレビや布団等といった粗大ごみが不法に投棄され、環境に悪影響を及ぼしている。(奈)
- ・ 野鳥が、釣り客が投棄した釣り糸・釣り針によりケガをする。(滋：再掲)

(維持管理、環境保全活動)

河川、水路、ため池それぞれの管理者による適切な維持管理が必要であるが、財政上の理由などから対応が不十分である。地域による清掃活動は、定住人口の減少や高齢化に伴い、担い手が不足しており限界である。

- ・ 河川のゴミや雑草の繁茂への対応ができていない。(滋)
- ・ 地域での清掃活動への限界があり、清掃活動の担い手が高齢化している。(滋)
- ・ 清掃活動に参加できる若年層の定住人口が減少している。(滋)
- ・ 琵琶湖・淀川流域の上流域における河川環境については、地域住民の善意により支えられてきた河川愛護活動などで守られてきたが、人口減少や高齢化により活動の継続が非常に困難になってきており、河川環境の悪化(草木の繁茂、土砂堆積、ゴミの散乱)をまねいているため、今後は、流域が一体となって河川環境の保護活動に取り組むことが必要である。(滋)
- ・ 親水護岸が整備されていても、河川の流量が減ったり、維持管理がなされないため魅力がなくなり利用者がいなくなった。(滋)
- ・ 利用者によるごみの不法投棄が頻発している。(滋)
- ・ 川に泥がたまり雑草が繁茂し景観を損ねている。以前は周辺住民が草刈等していただいていたが、高齢化が進み難しくなっている。(滋)
- ・ 親水空間は整備されているが、豪雨などで川底が洗われ深いところが出来、子どもが近づけない。(滋)

- ・ 多発する大雨により頻繁に親水公園が水没するため、維持管理に費用がかかる。(京)
- ・ 水面部にゴミが多数浮遊し、ほぼ毎日の頻度で水面の清掃を行う必要がある。(大)
- ・ 周辺住民の憩いの場所となっている親水空間として整備したせせらぎ等の水路において、施設の老朽化が進行し、財政状況厳しい折、更新・補修等の対応が増えてきている。(大)
- ・ 管理者(河川管理者・水路管理者・ため池管理者)等による施設の適切な維持管理が必要。(大：再掲)
- ・ 清掃活動に参加する市民がいる一方、ゴミを河川等に捨てる市民もあとを絶たない。市民のマナーの向上が課題。(大)
- ・ 都市化による農地の減少のため、水利組合が弱体化し、用水路の適正な管理が困難となっており、水の滞留による悪臭や虫の発生などが問題となっている。(大：再掲)
- ・ 都市内の水路は、フタにより暗渠化され、水路内の状況が目視できないなど、管理上支障をきたすおそれがある。(大)
- ・ 雑草が繁茂しており、水辺空間としての景観を損なっている。(大)

(3) 人と川とのかかわり

(親水空間の利用と安全)

親水空間施設の整備、維持管理、老朽化に伴う補修などの対応が不十分である。堤防から河道へのアクセス、駐車場や遊歩道、ベンチなどの休憩スペースを確保し、市民が親しむことができる空間づくりが望まれている。

- ・ 安全管理体制の強化が必要(特に池 子どもの侵入による溺死等の被害を未然に防ぐために、フェンスの破れなどを事前に発見・補修の対策が必要)(滋)
- ・ 安全面での(過剰な)配慮、利用者のマナー低下などの理由が推測されるが、一級河川の堤防から河道内に立ち入れなくなり、水際でレジャーや川遊びが出来なくなっている。川から得ることも多いのではないか(校外学習の拡充など)。(滋)
- ・ 琵琶湖の南部地域に比べ市民等の憩いの場となる湖岸公園が少ない。また、駐車スペースもないため利用者が限定されるので使いやすい公園整備、一体的な整備が必要。(滋)
- ・ ため池等での事故が相次ぎ、フェンス等による安全対策を進める一方、出入りが遮断されることにより親水性が損なわれている。(滋)
- ・ 一級河川野洲川の河川敷(高水敷)の利用については、治水や自然環境の面から様々な制約が設けられている。しかし、守山市域における野洲川は、地域住民が用地を提供し完成された「人工放水路」という面もあることから、治水に影響の無い範囲で地域の希望を叶えるような利用への条件緩和を求めていきたい。(滋)
- ・ 親水空間は整備されているが、豪雨などで川底が洗われ深いところが出来、子どもが近づけない。(滋：再掲)
- ・ 鴨川河川敷園路は、「京都マラソン」などのコースとなるとともに、ジョギングコースとして永年市民に親しまれており、新たに、コースマップが設定されるなど、ランニング環境とし

て更なる充実が図られているものの、当該園路には段差や浸水等による園路土の流出などが見られる。(京)

- ・ 親水施設が少なく川辺で憩える空間となっていない。(京)
- ・ 蛍の生育する里などの観光イベントのできる河川等が少なくなってきた。(京)
- ・ 子供たちが安心安全に水に親しむ河川等が少なくなった。(京)
- ・ 親水空間が整備されても、利用者が少なく雑草等で荒れ放題となっている。(京)
- ・ 住民が憩う場・川とふれあい親しむことのできる水辺空間の整備を図るのか、地域防災対策・洪水対策としての河川整備を図るのか、判断が難しい。(京)
- ・ 多発する大雨により頻繁に親水公園が水没するため、維持管理に費用がかかる。(京：再掲)
- ・ 周辺住民の憩いの場所となっている親水空間として整備したせせらぎ等の水路において、施設の老朽化が進行し、財政状況厳しい折、更新・補修等の対応が増えてきている。(大：再掲)
- ・ 護岸形態は矢板護岸・Co 特殊堤が多く、遊歩道を含め、親水空間として河川にアクセスできる箇所が限定されている。(大)
- ・ ため池等では、管理者である農業団体等が安全面から立ち入り禁止にしているが、魚釣りなどで侵入する者が後を絶たず、池に落ちるなどの事故も発生しており対応に苦慮している。(大)
- ・ 船着場周辺にトイレがなく、また船着場に待合用の屋根・ベンチ等がないため利用者にとって不便である。(大)
- ・ 堤防から船着場までの車両アクセスができず不便である。(大)
- ・ 水辺に隣接する場所の一部が、スポーツ団体などの利用者に限定され、一般市民が利用しにくい。(大)
- ・ 水辺に柵が多く、利用しにくいこと、また、陸部と水辺部がコンクリートの壁でさえぎられ危険な箇所がある。(大)
- ・ 水辺の利用に当たっては、水辺の危険性を周知するとともに、水辺に親しむことができる空間づくりが求められる。(大)
- ・ 利用者にとって危険なハチ、クモ、アリなどが生息しないようにする必要がある。(大)
- ・ 河床が低く、親水空間としての利用が困難である。(大)
- ・ 水路は、フェンスで囲まれ、ごみが多く水質も悪いため、近づくことができない。(大)
- ・ 遊歩道等が未整備のため、川が人が集める魅力を有していない。(大)

(水辺とまちとの共存)

親水空間の確保が望まれているが、治水対策が優先されている。また、市民が川やため池などの水辺に接する機会が減少していることもあり、危機管理への認識が薄れているため、水に親しみながら安全について学ぶ取り組みが必要である。

- ・ 南湖を中心としたユスリカの発生。感染症の媒介などといったユスリカによる人への直接被害等はないものの、大量発生により湖岸の建物の壁面や窓等に群がり、洗濯物への付着をはじめ見る者に不快感を与えている。(滋)

- ・ 台風等の豪雨災害により、琵琶湖の藻（水草）が護岸に漂着し、親水公園（大津湖岸なぎさ公園など）の利用者や近隣住民の苦情の種となっている。（滋：再掲）
- ・ 過去の水害の歴史等から、水に親しむ親水性よりも水害を防ぐ治水対策に重きが置かれ河川整備が進められてきた。しかし、時代の経過とともに、近隣住民は治水に影響の無い範囲で昔のように水に親しめる場所や里中河川への常時水（地域用水）の確保などを望んでいる。治水と利水は相反するものであるが、今後は「地域用水」として琵琶湖や野洲川などから里中河川へ取水できる方法等を検討していかなければならない。（滋：再掲）
- ・ 住民からは、蛍が飛び交う清流の保護や親水公園を望まれる声が聞かれるが、市街地の浸水対策としての雨水排水事業が最優先の課題となっている。（滋）
- ・ 親水空間が整備されている箇所でも、節電・沿道住民からの苦情の影響等で噴水等流水施設の稼働が制限されている。（大）
- ・ 農家・水利組合と近隣住民との間で水路やため池の管理に対して摩擦が生じている地域がある。（虫の発生、臭い、音、豪雨時の雨水等による水位の上昇など）（大：再掲）
- ・ 市民が川やため池など水辺と接する機会が減少しており、危険性の認識が薄く、危険回避の方法も分からないことから、結果として被害が大きくなる傾向がある。安全のために水辺から遠ざけるだけでなく、水に親しみながら自らの安全について学べるよう取り組んでいく必要がある。（大）

(利用者のマナー)

ごみの不法投棄、水上バイクやボートによる騒音、迷惑駐車など、利用者のマナーが問題となっている。ため池などでは、管理者が安全のため立ち入り禁止にしているが、不法侵入も見受けられ、対応に苦慮している。

- ・ 水上バイクやボートなどのマナー問題(不法係留、水泳客とのトラブル、走行時の騒音問題)。同様に釣り客のマナー問題(釣り禁止地区での釣りなど) (滋)
- ・ 清掃活動に参加する市民がいる一方、ゴミを河川等に捨てる市民もあとを絶たない。市民のマナーの向上が課題。(大：再掲)
- ・ 来ていただくことは歓迎するが、マナーの悪い釣り客も多く、特に県外からの釣り客のマナーが悪い。ゴミ（川の内外）、迷惑駐車、禁止区域等々。プレジャーボートについても同じ。(滋)
- ・ 観光地に限らず、プレジャーボート（水上バイク）による騒音や、夜の花火等の騒音被害が拡大している。(滋)
- ・ 利用者によるごみの不法投棄が頻発している。(滋)
- ・ 市内のため池での違法釣り人がいるので対応に苦慮している。(京)
- ・ 多くのゴミなどが投棄され、水面・河川敷共にその対応に苦慮している。(大：再掲)
- ・ 公有水面でのプレジャーボート利用による騒音や排ガスの規制を強化する必要がある。(大：再掲)
- ・ 行楽客のマナーの悪化が課題となっている。バーベキューなどのゴミの放置や、臭い、騒音、

路上駐車などについて住民等から苦情が絶えない。公園区域に入っている場合を除き、禁止等の強い措置が出来ないため、対応に苦慮している。(大)

- ・ ため池等では、管理者である農業団体等が安全面から立ち入り禁止にしているが、魚釣りなどで侵入する者が後を絶たず、池に落ちるなどの事故も発生しており対応に苦慮している。(大：再掲)
- ・ マリンスポーツの普及により、水上バイクやプレジャーボートによる騒音や水質汚濁が懸念される。(大：再掲)

(不法占用)

琵琶湖、河川敷において不法占用が見受けられるため、不法占用対策を強化する必要がある。

- ・ 琵琶湖の不法占用対策。(滋)
- ・ 舟だまり等について上位法である河川法を適用とした排除対策の強化。(滋)
- ・ 河川敷の不占利用が多数存在する。(大)

(水上交通の安全)

航行ルールは定められているが、航行上の安全性が確保されているとは言い難い。

- ・ 航行ルールは定められているものの、遊覧船・砂利運搬船等で貨客混合しているだけでなく、狭い川幅、低い橋梁、連続する高速道路の橋脚等の河川特性からも航行上の安全性が十分確保されているとは言い難い。(大)

IV. その他 (流域のガバナンスなど)

(国と地方の役割、府縣市町村の関係)

国、府県、市町村の関係、連携が不十分である。占用物件と扱われている施設は、河川管理者が一体的に管理すべきであり、複数の府県に影響が生じる施設の管理については国が行うべき。

- ・ 河川区域内の普通河川の管理施設、樋門ゲートについては、占用物件と扱われているが河川管理者が一体的に管理し、操作情報に関して、自治体と連携するようお願いしたい。(滋：再掲)
- ・ 浸水リスクの高い地域における被害軽減策は、地域の防災を担う基礎自治体にそのすべてをゆだねるものではなく、被害の拡大の要因が河川整備の未着手によるものである場合、原因者である河川管理者が河川整備を含む対策を講じるべきと考える。(滋：再掲)
- ・ 瀬田川洗堰の管理・操作(琵琶湖の水位管理)については、府県を跨ぐ事業であり、公平性の観点から今後も引き続き、国の直轄として実施いただきたい。(滋)
- ・ 大阪府に市の抱える様々な課題を注視してもらう。(大)

【琵琶湖・淀川流域の抱える課題調査】

調査対象：流域 75 市町村

(三重県) 3 市

(滋賀県) 13 市 6 町

(京都府) 10 市 8 町村

(大阪府) 20 市 3 町

(奈良県) 4 市 3 村

(兵庫県) 4 市 1 町

津市、伊賀市、名張市

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、向日市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、藤井寺市、四条畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町

奈良市、天理市、生駒市、宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村

尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

調査期間：平成 26 年 9 月 5 日～平成 26 年 10 月 17 日

■ 課題調査にご回答いただいた市町村数 (平成 26 年 10 月 25 日現在)

(「回答しない」や被災過程が分かる水害記録のみの回答も含む)

流域全体 48/75

三重県 2/ 3

大阪府 17/23

滋賀県 15/19

兵庫県 2/ 5

京都府 10/18

奈良県 2/ 7